別紙5 （5）緊急捕獲活動（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の概要

○○県（都道府）事業実施計画（又は実績）

推進事業概要（有害捕獲）

事業実施主体名（参画協議会名）	構 成 市町村	事業の種類等	①有害捕獲				②捕獲個体処理				③事務費（現地確認）		合 計（①＋②＋③）	単価調整等の方法	捕獲計画の設定根拠	1頭あたりの報奨金額			報奨金額合計			備考
			対象鳥獣	捕獲頭数	上限単価（円／頭）	補助金額（円）	対象鳥獣	実施内容の概要 埋 設	実施内容の概要 焼 却	補助金額（円）	実施内容の概要	補助金額（円）	補助金額（円）			都道府県による報奨金（④）（円）	市町村による報奨金（⑤）（円）	合計報奨金額⑥（＝④＋⑤）（円）	都道府県による報奨金（合計）⑦（＝捕獲頭数×④）（円）	市町村による報奨金（合計）⑧（＝捕獲頭数×⑤）（円）	報奨金額総計⑨（＝⑦＋⑧）（円）	
（協議会の記載例）																						
○○○協議会	A市	2	イノシシ（成獣）	200	8,000	1,600,000	イノシシ（成獣）		10	200,000			1,800,000			2,000	4,000	6,000	400,000	800,000	1,200,000	
○○○協議会	A市	2	イノシシ（幼獣）	200	1,000	200,000	イノシシ（幼獣）	5		100,000			300,000				4,000	4,000		800,000	800,000	
○○○協議会	A市	2	シカ（成獣）	50	6,000	300,000	シカ（成獣）	10		150,000			450,000			3,000	5,000	8,000	150,000	250,000	400,000	
○○○協議会	A市	2	シカ（幼獣）	20	1,000	20,000	シカ（幼獣）						20,000			1,500	3,500	5,000	30,000	70,000	100,000	
○○○協議会	B町	2	イノシシ（成獣）	80	8,000	640,000	イノシシ（成獣）						640,000			2,000	6,000	8,000	160,000	480,000	640,000	
○○○協議会	B町	2	イノシシ（幼獣）	80	1,000	80,000	イノシシ（幼獣）						80,000				3,000	3,000		240,000	240,000	
○○○協議会	B町	2	サル（成獣）	100	6,000	600,000	サル（成獣）						600,000			2,500	3,000	5,500	250,000	300,000	550,000	
○○○協議会	C村	2	クマ（成獣）	10	8,000	80,000	クマ（成獣）						80,000			5,000	6,000	11,000	50,000	60,000	110,000	
○○○協議会	C村	2	カラス	15	200	3,000	カラス						3,000				1,000	1,000		15,000	15,000	
合 計						3,523,000				450,000			3,973,000						1,040,000	3,015,000	4,055,000	

注1：事業の種類等については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。また、都道府県が事業実施主体の場合は3を記入する。

2：備考の欄の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○円 うち国費○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

3：対象鳥獣の欄は、獣種（幼獣と成獣の別、雄と雌の別など含む）ごとに記載すること。1行で1獣種とすること。

4：単価調整等の方法の欄は、効率的に捕獲を実施するための単価の設定及び調整等の方法について、協議会又は市町村（協議会の構成員に限る。）ごとに必ず記載すること。

5：捕獲計画の設定根拠の欄については、イノシシ、ニホンジカ、エゾシカ、サルの成獣の場合のみ記載することとし、鳥獣の生息状況、農作物の被害状況、実施隊の設置状況、交付金等を活用した鳥獣被害対策実施隊の体制強化や捕獲技術の高度化に向けた取組状況、近年の捕獲状況、捕獲の効率化の取組状況、柵の設置状況や捕獲に資する柵としての活用状況（整備事業で柵を設置する場合は必須）等を勘案した上で、協議会又は市町村（協議会の構成員に限る。）及び鳥獣ごとに必ず記載すること。口

（記載例）イノシシの捕獲頭数は、過去3年間とも年約180頭であるがイノシシの生息頭数は増加傾向にあると見られ、過去3カ年のイノシシによる被害状況は増加傾向にある。このため、まずは国庫事業及び市単独事業を活用し、鳥獣被害対策実施隊に民間隊員を加え必要な研修を行うなどして体制強化を図った上で、緊急捕獲事業を活用し山中において猟友会が有害捕獲を行う。加えて、集落を囲うように既存のワイヤーメッシュ柵と新規に設置予定のワイヤーメッシュ柵 （被害が特に大きい地区に設置）を効果的に組み合わせて設置することで、侵入路となる河川や道路にイノシシを誘導させ、誘導地点に平成27年度に行ったICT等新技術実証の成果を踏まえつつ、箱ワナを柵と一体的に仕掛け、柵を捕獲に資する柵として活用することで、より効率的に捕獲を行う。これらの取組により捕獲頭数約1割増加の年間200頭の捕獲が見込まれる。

別紙2別添　　（2）整備事業（鳥獣被害防止総合支援事業）の概要（うち、当該施設整備が有害捕獲効率の向上にどのように寄与するか）

事業実施主体名	鳥獣被害防止施設	食肉利用等施設	焼却施設	捕獲技術高度化施設	地域提案

Ⅱ　経費の配分及び負担区分

区　　分	総事業費 （A）+（B）＋（C）＋（D）	負担区分				備考
		交付金 （A）	都道府費 （B）	市町村費 （C）	その他 （D）	
1　鳥獣被害防止総合対策推進交付金 2　鳥獣被害防止総合対策整備交付金 ア　事業費 イ　附帯事務費	円	円	円	円	円	
合　　計						

Ⅲ　事業完了予定（又は完了）　　年　　月　　日

Ⅳ　収支予算（又は精算）

（1）　収入の部

区　　分	本年度予算額 （又は本年度精算額）	前年度予算額 （又は本年度予算額）	比較増減		備　考
			増	減	
1　鳥獣被害防止総合対策推進交付金 2　鳥獣被害防止総合対策整備交付金 3　その他	円	円	円	円	
合　　計					

（2）　支出の部

区　　分	本年度予算額 （又は本年度精算額）	前年度予算額 （又は本年度予算額）	比較増減		備　考
			増	減	
1　鳥獣被害防止総合対策推進交付金 2　鳥獣被害防止総合対策整備交付金 ア　事業費 イ　附帯事務費	円	円	円	円	
合　　計					

注　区分欄には、必要に応じて積算内訳を記載する。

Ｖ　添付書類

交付申請及び実績報告の際には、都道府県の本交付金の交付に関する規定又は要綱を添付すること。

実績報告の際には、以下の資料を添付すること。１及び２の添付を原則とし、３については、１又は２との併用を可能とする。

１　整備事業にあっては、財産管理台帳の写し

２　推進事業にあっては、支払いごとの内訳を記載した帳簿等の写し

３　事業実績内訳明細書（別紙様式）

（別紙）

事業実績内訳明細書

事業種類（　　）

交付先	事業費 （Ａ）＋（Ｂ）＋ （Ｃ）＋（Ｄ）	負担区分				備考
		交付金 （Ａ）	都道府県費 （Ｂ）	市町村費 （Ｃ）	その他 （Ｄ）	
	円	円	円	円	円	
合計						

注　１　本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付書類を基に記入すること。

２　事業種類の（　　）の欄は、推進事業、整備事業のいずれかを記入し、それぞれ別葉とすること。

３　備考の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○円　うち国費○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額○○円　うち国費○○円」）と記入すること。

４　本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

別記様式第7号（別記1の第5の2、別記2の第4、別記3の第5の2関係）

鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の実施状況報告（平成〇〇年度報告）

1　事業費等（事業実施状況）

事業費　　円	（うち交付金　　円）	
うち地域提案メニュー分　　円	（うち交付金　　円）	

都道府県名	〇〇県（都道府）
事業実施年度	平成　年度

2　農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

（事業実施以前における事業計画地区等における現状、課題及び対応方針等を数値等も交えて具体的に記述すること。）

3　都道府県が行った事業促進の取組

（上記の課題等に対応させて記述すること。）

4　事業の実施状況の概要

（地域提案メニューを含め事業の実施状況を記述すること。）

5　事業の実施状況を踏まえた今後の方向

（事業の実施状況を踏まえ、効率的、効果的な被害防止のための誘導方向を記載する。）

6　都道府県の捕獲実績の内容（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を実施する場合のみ記載）

（捕獲計画達成に向けた都道府県としての体制や方針、環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業との連携状況、効率的な捕獲実施のための単価の設定及び調整等の都道府県としての対応状況等の事業実施状況を具体的に記載すること。）

本年度の都道府県内の有害捕獲実績数

対象鳥獣	直近3カ年の有害捕獲実績（頭数）			有害捕獲実績数（頭数）	上限単価（円/頭・羽）	交付金額（円）	
	〇年度	〇年度	〇年度				
							交付金額計(円)

処理経費等（円）		
埋設経費		
焼却経費		交付金額計（円）
現地確認等経費		

注1：必要に応じて行を追加すること。

2：捕獲計画は被害防止計画を踏まえて記載するとともに、有害捕獲に限るものとする。

（事業概要）

（1）推進事業（鳥獣被害防止総合支援事業）概要
別紙1

（2）整備事業（鳥獣被害防止総合支援事業）概要
別紙2

（3）被害防止計画の概要
別紙3

（4）都道府県広域捕獲活動等（鳥獣被害防止都道府県活動支援事業）の概要
別紙4

（5）緊急捕獲活動（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の概要
別紙5

（事業の経費の配分）　（円）

	事業費	交付金	都道府県費	市町村費	その他	事業主体
推進交付金						
うち都道府県広域捕獲活動等						
うち緊急捕獲活動						
整備交付金						

（都道府県附帯事務費）　（円）

	事業費	交付金	取組内容
附帯事務費			（内訳を記載すること。）

注1：取組内容については、農村振興局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記載する。

2：取組内容については、内容、数量×単価、等を用いて記載すること。

3：事業費の欄については、整備事業に要する総事業費を、交付金の欄については、事業費に1.0%を乗じて得た額の充当率（二分の一）を乗じた得た額の範囲内で記載する。

（別紙1）　（1）推進事業（鳥獣被害防止総合支援事業）の概要

鳥獣被害防止総合支援事業の実施状況報告（平成〇〇年度報告）

1 事業実施主体等　　2－1　事業計画(又は実績)の概要（推進事業）1／2以内

事業実施主体名（参画協議会名）	構成市町村名	事業の種類	事業計画の内容	取組区分	実施隊			推進事業																	備考
								①推進体制の整備			②有害捕獲（＊）				③被害防除				④生息環境管理			⑤推進事業合計（①＋②＋③＋④）			
					設置（予定）年月日	捕獲有資格者の有無（〇・×）	人数	実施内容の概要	事業費（円）	国庫交付金（円）	対象鳥獣	実施内容の概要	事業費（円）	国庫交付金（円）	対象鳥獣	実施内容の概要	事業費（円）	国庫交付金（円）	実施内容の概要	事業費（円）	国庫交付金（円）	事業費（円）	国庫交付金（円）		
合　計																									

注1：事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。
　2：事業計画(又は実績)の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。
　3：備考の欄の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円　うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。
　4：（＊）については、単位当たりの単価（例：〇円／ha等）を記載するとともに、上限単価を超えた単価を特に認める（認めた）場合にあっては、（特）と記載するとともに、その理由及び積算資料等を添付することとする。
　5：取組区分欄には、新規事業実施主体の取組は「1」、実施隊の取組は「2」を記入する。

1事業実施主体等　　２－２　事業計画(又は実績)の概要(推進事業)定額

事業実施主体名（参画協議会名）	構成市町村名	事業の種類	事業計画の内容	取組区分	推進事業																																	備考
					①推進体制の整備			②有害捕獲（＊）				③被害防除				④生息環境管理			⑤サル複合対策			⑥他地域人材活用			⑦推進事業合計（①＋②＋③＋④＋⑤＋		⑧誘導捕獲柵わな（円）（＊）			⑨大規模緩衝帯（円）（＊）			⑩ICT等新技術実証（円）				
					実施内容の概要	事業費（円）	国庫交付金（円）	対象鳥獣	実施内容の概要	事業費（円）	国庫交付金（円）	対象鳥獣	実施内容の概要	事業費（円）	国庫交付金（円）	実施内容の概要	事業費（円）	国庫交付金（円）	実施内容の概要	事業費（円）	国庫交付金（円）	実施内容の概要	事業費（円）	国庫交付金（円）	事業費（円）	国庫交付金（円）	実施内容の概要	事業費（円）	国庫交付金（円）	実施内容の概要	事業費（円）	国庫交付金（円）	実施内容の概要	事業費（円）	国庫交付金（円）	
合　計																																						

注1：事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。
　2：事業計画(又は実績)の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。
　3：備考の欄の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円　うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。
　4：（＊）については、単位当たりの単価（例：〇円／ha等）を記載するとともに、上限単価を超えた単価を特に認める（認めた）場合にあっては、（特）と記載するとともに、その理由及び積算資料等を添付することとする。
　5：取組区分欄には、新規事業実施主体の取組は「1」、実施隊の取組は「2」を記入する。
　6：農業者団体等民間団体被害防止活動については、「有害捕獲」、「被害防除」及び「生息環境管理」欄等にそれぞれ記入する。
　7：サル複合対策において、当該交付金を活用しない取組がある場合は、その取組を備考欄に記入する。

（別紙2）（2）整備事業（鳥獣被害防止総合支援事業）の概要

鳥獣被害防止総合支援事業の実施状況報告（平成〇〇年度報告）

1事業実施主体等　　2　事業計画(又は実績)の概要（整備事業）

事業実施主体名（参画協議会名）	構成市町村名	事業の種類	事業計画の内容	整備事業																												備考
				①鳥獣被害防止施設									②処理加工施設								③捕獲技術高度化施設			④地域提案				整備事業の合計（①＋②＋③＋④）				
				ICT等の活用の有無（〇・×）	資材費定額分（＊）				通常補助率（1／2等）分（＊）				食肉利用等施設（＊）				焼却施設（＊）															
					対象鳥獣	実施内容の概要	事業費（円）	国庫交付金（円）	対象鳥獣	実施内容の概要	事業費（円）	国庫交付金（円）	対象鳥獣	実施内容の概要	事業費（円）	国庫交付金（円）	対象鳥獣	実施内容の概要	事業費（円）	国庫交付金（円）	実施内容の概要	事業費（円）	国庫交付金（円）	対象鳥獣	実施内容の概要	事業費（円）	国庫交付金（円）	事業費（円）	国庫交付金（円）	中山間地に該当するか否か	5法指定地域の有無	
合　計																																

注1：事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。

2：事業計画(又は実績)の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。

3：鳥獣被害防止施設について、効率的な捕獲の促進に資するよう、スマートセンサー等のICTを用いたわなや、その他の捕獲施設との一体的な整備内容を事業内容の欄に記載する。

4：捕獲技術高度化施設については、設備の概要を記載する。

5：5法指定地域の有無の欄については、該当する地域指定がある場合は1、どの地域指定も該当しない場合は2を、記入する。資材費定額の欄のみの整備であっても記入する。

6：備考の欄の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円　うち国費〇〇円」を同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

7：（＊）については、単位当たりの単価（例：〇円／m等）を記載するとともに、上限単価を超えた単価を特に認める（認めた）場合にあっては、（特）と記載するとともに、その理由及び積算資料等を添付することとする。

8：地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条に基づく総合化事業に関する計画に記載されることが確実な処理加工施設については、（六）と記載する。

9：中山間地に該当するか否かの欄は、5法指定地域のほか、沖縄、奄美群島、小笠原諸島、豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に基づき指定された特別豪雪地帯、旧急傾斜地帯農業振興臨時特別措置法第3条に基づき指定された地域又は受益地内の傾斜が平均15度以上の地域（水田地帯を除く。）、「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け19等計第956号）において中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のいずれかの地域に該当する場合は1、該当しない場合は2を記入する。資材費定額の欄のみの整備であっても記入する。

10：事業実施主体及び事業内容（鳥獣被害防止施設、処理加工施設、捕獲技術高度化施設、地域提案）ごとに各地域の有害捕獲活動（鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。）を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載のこと（別紙2別添に整理）

（記載例）集落と山の境界で、イノシシ、シカ、サルによる大根、白菜等の野菜類の被害が多発していたことから、緊急捕獲活動支援事業を活用し山中において猟友会が有害捕獲を行うとともに、集落を囲うように山際にワイヤーメッシュ柵を設置し、侵入路となる河川や道路に誘導捕獲柵わな及び箱ワナを設置することで捕獲に資する柵として活用。サル接近検知システムの活用、地域農家による追い払いを行いつつ、27年度国庫事業で取り組んだICT等新技術実証の成果を踏まえつつ、センサーカメラによる監視・遠隔操作をうことで、個体の捕獲効率を高める。

（別紙3）　　（3）被害防止計画の概要

1　事業実施主体等　　3　被害防止計画の概要　　4　捕獲実績

事業実施主体名（参画協議会名）	構成市町村名	事業の種類	事業計画の内容	被害の軽減目標（被害防止計画の目標）											鳥獣被害防止総合支援事業での捕獲実績		備考
				目標指標の設定内容			被害金額の軽減目標				被害面積の軽減目標						
				金額目標	面積目標	その他の目標	対象鳥獣	現状値（〇年度）（万円）	目標値（〇年度）（万円）	（備考）軽減率（%）	対象鳥獣	現状値（〇年度）（ha）	目標値（〇年度）（ha）	（備考）軽減率（%）	対象鳥獣	捕獲頭数	
合　計																	

注1：事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。
　2：事業計画の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。
　3：目標指標の設定内容の欄については、目標を設定している場合には、該当する欄に1と記載する。
　4：捕獲実績は、事業計画の内容（有害捕獲、サル複合対策、他地域人材活用、誘導捕獲柵わな、ICT等新技術実証、鳥獣被害防止施設等）ごとに記載する。
　　なお、捕獲実績の対象鳥獣は、イノシシ、シカ、クマ、サル、カモシカを基本としそれら以外はその他獣類及び鳥類で記載する。

（別紙4）　（4）都道府県広域捕獲活動等（鳥獣被害防止都道府県活動支援事業）の概要

鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の実施状況報告（平成〇〇年度報告）

1　広域捕獲活動（有害捕獲）

取組内容	事業費	国庫交付金	備　考
（具体的な内容及び積算）	円	円	
計			

2　新技術実証・普及活動

取組内容	事業費	国庫交付金	備　考
（具体的な内容及び積算）	円	円	
計			

3　人材育成活動

取組内容	事業費	国庫交付金	備　考
（具体的な内容及び積算）	円	円	
計			

4　総事業費

事業費	円
うち国庫交付金	円

注1：取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。
　2：備考欄に捕獲実績（鳥獣及び捕獲頭数）を記載すること。なお、対象鳥獣は、イノシシ、シカ、クマ、サル、カモシカを基本としそれら以外はその他獣類及び鳥類で記載すること。
　3：事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができることが分かるよう取組内容を記載の上、参考資料等を添付すること。
　4：その他必要な参考資料等を添付すること。

別紙5 （5）緊急捕獲活動（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の概要

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の実施状況報告（平成〇〇年度報告）

推進事業概要（有害捕獲）

事業実施主体名（参画協議会名）	構　成 市町村	事業の種類等	①有害捕獲				②捕獲個体処理				③事務費（現地確認）		合　計（①＋②＋③）	単価調整等の方法	捕獲計画の設定根拠	1頭あたりの報奨金額			報奨金額合計			備考
			対象鳥獣	捕獲頭数	上限単価（円／頭）	補助金額（円）	対象鳥獣	実施内容の概要 埋　設	実施内容の概要 焼　却	補助金額（円）	実施内容の概要	補助金額（円）	補助金額（円）			都道府県による報奨金（④）（円）	市町村による報奨金（⑤）（円）	合計報奨金額⑥（＝④＋⑤）（円）	都道府県による報奨金（合計）⑦（＝捕獲頭数×④）（円）	市町村による報奨金（合計）⑧（＝捕獲頭数×⑤）（円）	報奨金額総計⑨（＝⑦＋⑧）（円）	
（協議会の記載例）																						
〇〇〇協議会	A市	2	イノシシ（成獣）	190	8,000	1,520,000	イノシシ（成獣）		10	200,000			1,720,000			2,000	4,000	6,000	380,000	760,000	1,140,000	
〇〇〇協議会	A市	2	イノシシ（成獣）	50	4,000	200,000	イノシシ（成獣）		5	100,000			300,000	平成〇年〇月から単価を変更		2,000	4,000	6,000	100,000	200,000	300,000	
〇〇〇協議会	A市	2	イノシシ（幼獣）	200	1,000	200,000	イノシシ（幼獣）	5		100,000			300,000				4,000	4,000		800,000	800,000	
〇〇〇協議会	A市	2	シカ（成獣）	50	6,000	300,000	シカ（成獣）	10		150,000			450,000			3,000	5,000	8,000	150,000	250,000	400,000	
〇〇〇協議会	A市	2	シカ（幼獣）	20	1,000	20,000	シカ（幼獣）						20,000			1,500	3,500	5,000	30,000	70,000	100,000	
〇〇〇協議会	B町	2	イノシシ（成獣）	80	8,000	640,000	イノシシ（成獣）						640,000			2,000	6,000	8,000	160,000	480,000	640,000	
〇〇〇協議会	B町	2	イノシシ（幼獣）	80	1,000	80,000	イノシシ（幼獣）						80,000				3,000	3,000		240,000	240,000	
〇〇〇協議会	B町	2	サル（成獣）	100	6,000	600,000	サル（成獣）						600,000			2,500	3,000	5,500	250,000	300,000	550,000	
〇〇〇協議会	B町	2	サル（成獣）	35	2,000	70,000	サル（成獣）						70,000	平成〇年〇月から単価を変更		2,500	3,000	5,500	87,500	105,000	192,500	
〇〇〇協議会	C村	2	クマ（成獣）	10	8,000	80,000	クマ（成獣）						80,000			5,000	6,000	11,000	50,000	60,000	110,000	
〇〇〇協議会	C村	2	カラス	15	200	3,000	カラス						3,000				1,000	1,000		15,000	15,000	
合　計						3,713,000				550,000			4,263,000						1,207,500	3,280,000	4,487,500	

注1：事業の種類等については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。また、都道府県が事業実施主体の場合は3を記入する。

2：備考の欄の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円　うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

3：対象鳥獣の欄は、獣種（幼獣と成獣の別、雄と雌の別など含む）ごとに記載すること。1行で1獣種とすること。

4：単価調整等の方法の欄は、効率的に捕獲を実施するための単価の設定及び調整等の方法について協議会又は市町村（協議会の構成員に限る。）ごとに必ず記載すること。

5：年度途中で上限単価が変わった場合、複数行に分けて記載するとともに単価調整等の方法の欄に単価の変更時期を記載すること。

6：捕獲計画の設定根拠の欄については、イノシシ、ニホンジカ、エゾシカ、サルの成獣の場合のみ記載することとし、鳥獣の生息状況、農作物の被害状況、実施隊の設置状況、交付金等を活用した鳥獣被害対策実施隊の体制強化や捕獲技術の高度化に向けた取組状況、近年の捕獲状況、捕獲の効率化の取組状況、柵の設置状況や捕獲に資する柵としての活用状況（整備事業で柵を設置する場合は必須）等を勘案した上で、協議会又は市町村（協議会の構成員に限る。）及び鳥獣ごとに必ず記載すること。□

（記載例）イノシシの捕獲頭数は、過去3年間とも年約180頭であるがイノシシの生息頭数は増加傾向にあると見られ、過去3カ年のイノシシによる被害状況は増加傾向にある。このため、まずは国庫事業及び市単独事業を活用し、鳥獣被害対策実施隊に民間隊員を加え必要な研修を行うなどして体制強化を図った上で、緊急捕獲事業を活用し山中において猟友会が有害捕獲を行う。加えて、集落を囲うように既存のワイヤーメッシュ柵と新規に設置予定のワイヤーメッシュ柵　（被害が特に大きい地区に設置）を効果的に組み合わせて設置することで、侵入路となる河川や道路にイノシシを誘導させ、誘導地点に平成27年度に行ったICT等新技術実証の成果を踏まえつつ、箱ワナを柵と一体的に仕掛け、柵を捕獲に資する柵として活用することで、より効率的に捕獲を行う。これらの取組により捕獲頭数約1割増加の年間200頭の捕獲が見込まれる。

別紙2別添　　（2）整備事業（鳥獣被害防止総合支援事業）の概要（うち、当該施設整備が有害捕獲効率の向上にどのように寄与するか）

事業実施主体名	鳥獣被害防止施設	食肉利用等施設	焼却施設	捕獲技術高度化施設	地域提案

別記様式第8号（別記1の第6の1、別記2の第5、別記3の第6関係）

鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の評価報告（平成〇〇年度報告）

〇〇県（都府道）

1　被害防止計画の作成数、特徴等

2　事業効果の発現状況

地域の体制整備、被害防止効果、捕獲状況、人材育成状況、耕作放棄地の解消等様々な角度から記載する。

3　被害防止計画の目標達成状況

被害防止計画の目標の達成状況を記載する。

4　各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

事業実施主体名（協議会名）	対象地域	実施年度	対象鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用開始	利用率・稼働率	事業効果	被害防止計画の目標と実績						事業実施主体の評価	第三者の意見	都道府県の評価
										被害金額			被害面積					
										目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率			
									（記載例）									
									（鳥獣被害防止施設）									
									・集落と山の境界で、イノシシ、シカ、サルによる大根、白菜等の野菜類の被害が多発していたことから、環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業と連携しつつ、緊急捕獲活動支援事業を活用し山中において猟友会が有害捕獲を行うとともに、集落を囲うように山際に侵入防止柵を設置。進入路となる河川や道路に誘導捕獲柵わな及び箱ワナを設置。サル接近検知システムの活用、地域農家による追い払いを行いつつ、センサーカメラによる監視・遠隔操作を行い、侵入する個体の捕獲を実施。これらの取組により、事業実施市町村におけるイノシシの有害捕獲捕獲頭数は20%増加、シカの有害捕獲頭数は15%増加（施設整備前の平成〇年度では年間の有害捕獲頭数はイノシシで100頭、シカで200頭。平成〇年〇月に竣工し、整備後の平成〇年度では年間の有害捕獲頭数はイノシシで120頭、シカで230頭。なお狩猟による捕獲頭数は施設整備前後で捕獲頭数に変化なし）									
									（処理加工施設）									
									・事業実施市町村におけるイノシシの食肉の販売額及び販売量が1割増加（施設整備前の平成〇年度では年間の販売額は〇円、販売量は〇トン。平成〇年〇月に竣工し、整備後の平成〇年度では年間の販売額は〇円、販売量は〇トン） ・事業実施市町村におけるイノシシの処理頭数が15%増加（施設整備前の平成〇年度では年間の処理頭数〇トン。平成〇年〇月に竣工し、整備後の平成〇年度では年間の処理頭数は〇トン） ・事業実施市町村におけるイノシシの1頭あたりの処理経費が5%削減（施設整備前の平成〇年度における1頭あたりの処理経費は〇円／頭。平成〇年〇月に竣工し、整備後の平成〇年度では1頭あたりの処理経費は〇円／頭） ・事業実施市町村における有害捕獲鳥獣のうち食肉等の処理頭数割合がイノシシ、シカともに20%増加（施設整備前の平成〇年度では年間のイノシシ（年間100頭捕獲）及びシカ（年間150頭捕獲）の食肉等の処理頭数割合はともに0%。平成〇年〇月に竣工し、整備後の平成〇年度では年間のイノシシ（年間120頭捕獲のうち24頭食肉処理）及びシカ（年間200頭捕獲のうち40頭食肉処理）の食肉等の処理頭数割合はともに20%増加。 ・事業実施市町村におけるイノシシの有害捕獲捕獲頭数は20%増加、シカの有害捕獲頭数は15%増加（施設整備前の平成〇年度では年間の有害捕獲頭数はイノシシで100頭、シカで200頭。平成〇年〇月に竣工し、整備後の平成〇年度では年間の有害捕獲頭数はイノシシで120頭、シカで230頭。なお狩猟による捕獲頭数は施設整備前後で捕獲頭数に変化なし） 等									
									（焼却施設）									
									・事業実施市町村におけるイノシシ及びシカの焼却処理頭数が、各々10%、5%増加（施設整備前の平成〇年度では年間の処理頭数はイノシシ〇頭、シカ〇頭。平成〇年〇月に竣工し、整備後の平成〇年度では年間の処理頭数はイノシシ〇頭、シカ〇頭。） ・事業実施市町村におけるイノシシ及びシカの1頭あたりの処理経費が、各々10%、15%削減（施設整備前の平成〇年度では1頭あたりの処理経費はイノシシ〇円、シカ〇円。平成〇年〇月に竣工し、整備後の平成〇年度では1頭あたりの処理経費はイノシシ〇円、シカ〇円。） ・事業実施市町村における有害捕獲鳥獣のうち焼却処理頭数割合が20%増加（施設整備前の平成〇年度では年間の処理頭数はイノシシ〇頭、シカ〇頭、計〇頭。平成〇年〇月に竣工し、整備後の平成〇年度では年間の処理頭数はイノシシ〇頭、シカ〇頭。） 等									
									（捕獲技術高度化施設）									
									・事業実施市町村における銃猟免許有資格実施隊員が施設整備前の平成〇年度は5人であったが、平成〇年〇月に竣工し、施設整備後の平成〇年度は15人と10人増加 ・事業実施市町村における有害捕獲に取り組む銃猟有資格者が施設整備前の平成〇年度は10人であったが、平成〇年〇月に竣工し、施設整備後の平成〇年度は25人と15人増加 ・事業実施市町村における有害捕獲に係る銃猟研修会参加者が事業実施前の平成〇年度は50人であったが、平成〇年〇月に竣工し、施設整備後の〇年度は75人と25人増加 ・事業実施市町村におけるイノシシとシカの捕獲頭数（有害捕獲＋狩猟＋〇〇）が各々5%（100頭→105頭）、10%（150頭→165頭）増加 等									

注1：被害金額及び被害面積の目標欄については対象鳥獣及び目標値を記し、これに合わせて他の欄も記載する。
　2：都道府県が事業実施主体となる鳥獣被害防止都道府県活動支援事業を実施した場合、その事業内容等も記載すること。
　3：事業効果は記載例を参考とし、獣種等ごとに事業実施前と事業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのように寄与したかも必ず記載すること。
　4：「事業実施主体の評価」の欄には、その効果に対する考察や経営状況も詳細に記載すること。

5　都道府県による総合的評価

別記様式第９号（別記１の第４の１、別記３の第４の１関係）

番　　号
年　月　日

○○農政局長　　殿
（北海道にあっては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

所在地

団体名
（協議会名）
代表者　　役職　氏名　　印

平成○○年度鳥獣被害防止総合支援事業（及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の実施計画の（変更）承認申請について

平成○○年度において、鳥獣被害防止総合対策支援事業（及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成 20 年３月 31 日付け 19 生産第 9423 号農林水産事務次官依命通知）別記１の第１の２（別記１の第１の６）（別記３の第１の２）（別記３の第１の６）の規定に基づき、関係書類を提出する。

（注）１　関係書類として、別添１の事業実施計画書を添付すること。
　　２　協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

（別添１）

○鳥獣被害防止総合支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（広域都道府県域計画（又は実績））関係

１　総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分				備考
			国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
鳥獣被害防止総合支援事業	推進事業 ○被害防止活動推進 1　推進体制の整備 2　有害捕獲 3　被害防除 4　生息環境管理 5　サル複合対策 6　他地域人材活用 ○実施隊特定活動 1　大規模緩衝帯整備 2　誘導捕獲柵わなの導入 ○ ICT 等新技術実証 ○農業者団体等民間団体被害防止活動 整備事業 1　鳥獣被害防止施設 2　処理加工施設 （食肉利用等施設） （焼却施設） 3　捕獲技術高度化施設	円	円	円	円	円	
	小　　計						
鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業	推進事業 緊急捕獲活動						
合　　計							

注）１　負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
２　負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
３　備考欄には、仕入れに係る消費税等控除相当額について、これを控除した場合には「除税額○○○円　うち国費○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

２　事業の目的

３　計画の作成状況
（１）被害防止計画の作成状況

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）第 4 条の規定に基づく被害防止計画の作成 ア　広域市町村域内の市町村が共同して作成 イ　広域市町村域内の各市町村ごとに作成	
上記以外の被害防止計画の作成	

（注）被害防止計画の作成状況について、該当する区分に○印を記入すること。

（２）他の施策との関連状況

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条の 2 第 1 項に規定する第二種特定鳥獣管理計画に資する取組を行う	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）に基づく防除実施計画の作成	

（注）1　事業実施主体が属する市町村において、外来生物法に基づく計画を作成している場合は、該当欄に○印を記入すること。

４　事業実施体制
（１）協議会の概要

協議会の名称 及び設立年月日	構成機関の名称	役割分担内容	備　考

（注）協議会の規約、役員名簿、組織図等事業実施の体制が分かる資料を添付すること。

（２）専門家等の連携

専門家等の氏名	所属・専門分野	実施内容	備　考

（３）地域における取組

具体的な取組内容

（注）鳥獣被害防止対策における市町村等地域の取組事項、内容を記入すること。あわせて、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る捕獲目標達成に向けた広域協議会としての体制や方針、効率的な捕獲実施のための単価の設定及び調整等の広域協議会としての考え方等記載すること。

５　鳥獣被害防止総合支援事業の推進事業の内容
（１）　被害防止活動推進
①推進体制に関する実施計画（又は実績）

開催年月日	会議名	内　容	事業費	負担区分				備考
				国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
（定額）			円	円	円	円	円	
（１／２以内）								
計								

（注）１　負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
２　負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
３　協議会等の活動について記入すること。

②有害捕獲に関する実施計画（又は実績）

ア　狩猟免許の取得

所属機関の名称	免許の種類	取得人数	内　容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
（定額）				円	円	円	円	円	
（１／２以内）									
計									

（注）１　負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
　　２　負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

イ　有害捕獲に関する事項

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内　容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
（定額）				円	円	円	円	円	
（１/2以内）									
計									

（注）１　負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
　　２　負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

③被害防除に関する実施計画（又は実績）
ア　現場技術指導者の育成

所属機関の名称	育成人数	内　容	事業費	負担区分				備考
				国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
（定額）			円	円	円	円	円	
（１／２以内）								
計								

（注）１　負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
　　２　負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

イ　被害防除に関する事項

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内　容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
（定額）				円	円	円	円	円	
（１／２以内）									
計									

（注）１　負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
　　２　負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

④生息環境管理に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内　容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
（定額）				円	円	円	円	円	
（１／２以内）									
計									

（注）１　負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
　　２　負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑤サル複合対策に関する実施計画（又は実績）

	対象地域	実施時期	内　容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
（定額）				円	円	円	円	円	
（１／２以内）									
計									

（注）１　負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
　　２　負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑥他地域人材活用に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内　容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
（定額）				円	円	円	円	円	
（１／２以内）									
計									

（注）１　負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
　　２　負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑦大規模緩衝帯の整備計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内　容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

（注）１　負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
　　２　負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
　　３　整備内容・規模の欄に伐採率等を記し、整備範囲、農地等の防止対象区域が分かるような地図、規模決定根拠となる資料、管理規定等を添付すること。

⑧誘導捕獲柵わなの整備計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内　容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

（注）１　負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
２　負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
３　整備内容、設置場所の規模（設置数）、仕様図など決定根拠となる資料、管理規定等を添付すること。

⑨ ICT 等新技術実証に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内　容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

（注）１　負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
２　負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑩農業者団体等民間団体被害防止活動に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内　容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

（注）１　負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
　　２　負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

６　鳥獣被害防止総合支援事業の整備事業の内容
（１）施設整備地域の地域指定状況

市町村名	整備地域	地域指定状況					中山間地に該当するか否か	備　考
		山村	過疎	特農	半島	離島		

（注）１　施設を整備する対象地域における地域の指定状況について、該当する区分欄に○印を記入すること。
　　２　中山間地に該当するか否かの欄は、５法指定地域のほか、沖縄、奄美群島、小笠原諸島、豪雪地帯対策特別措置法第 2 条第 2 項に基づき指定された特別豪雪地帯、旧急傾斜地帯農業振興臨時特別措置法第 3 条に基づき指定された地域又は受益地内の平均 15 度以上の地域（水田地帯を除く）、「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成 13 年 11 月 30 日付け 19 等計第 956 号）において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のいずれかの地域に該当する場合は○を記入すること。

（２）侵入防止柵等整備の現状及び計画

区分	対象鳥獣	整備済面積（A）	要整備面積（B）	整備計画面積（C）	整備予定率（A+C）/（A+B）	備考
侵入防止柵		ha（m）	ha（m）	ha（m）	%	

（注）整備計画面積欄には、市町村内要整備面積のうち当該年度において施設の整備を計画している面積を記入すること。

（３）鳥獣被害防止施設の整備計画（又は実績）

対象鳥獣	整備地域	受益戸数	実施内容	事業費	負担区分				補助率	備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他		
				円	円	円	円	円	%	
計										

（注）１　負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入する。
２　負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
３　侵入防止柵等の被害防止施設の設置場所が分かる地図、対象獣種及び柵の種類毎の１ｍ当たり単価、柵の仕様の分かる資料、導入資材の内訳及び事業費の内訳の分かる資料等を添付すること。
４　効率的な捕獲の促進に資するよう、スマートセンサー等のＩＣＴを用いたわなや、その他の捕獲施設との一体的な整備内容を実施内容の欄に記載すること。
５　「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」（平成２０年３月３１日付け１９生産第９４２６号生産局長通知）により算出した、費用対効果分析（投資効率）に係る資料を添付すること。
６　実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動（鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。）を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載すること（別紙による記載も可）。

（４）処理加工施設（食肉利用等施設・焼却施設）の整備計画（又は実績）

対象鳥獣	整備地域	受益戸数	実施内容	事業費	負担区分				補助率	備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他		
				円	円	円	円	円	%	
計										

（注）１　負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
２　負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
３　処理加工施設（食肉利用等施設・焼却施設）の設置場所、対象範囲が分かるような地図及び規模決定根拠となる資料等を添付すること。
４　「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」（平成２０年３月３１日付け１９生産第９４２６号生産局長通知）により算出した、費用対効果分析（投資効率）に係る資料を添付すること。
５　実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動（鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事

業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。）を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載のこと（別紙による記載も可）。

（５）捕獲技術高度化施設の整備計画（又は実績）

整備地域	受益戸数	実施内容	事業費	負担区分				補助率	備考
				国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他		
			円	円	円	円	円	%	
計									

（注）１　負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
２　負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
３　捕獲技術高度化施設の設置場所が分かるような地図、施設の図面、設備の概要及び規模決定根拠となる資料等を添付すること。
４　「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」（平成２０年３月３１日付け１９生産第９４２６号生産局長通知）により算出した、費用対効果分析（投資効率）に係る資料を添付すること。
５　実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動（鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。）を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載のこと（別紙による記載も可）。

７　鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の内容
別添２

8　経費の配分及び負担区分

区　　分	事業に要する経費（又は要した経費） （A）+（B）＋（C）＋（D）	負担区分				備考
		国庫補助金 （A）	都道府県費 （B）	市町村費 （C）	その他 （D）	
1　農山漁村活性化対策整備交付金 鳥獣被害防止施設 処理加工施設 （食肉利用等施設） （焼却施設） 捕獲技術高度化施設 2　農山漁村活性化対策推進交付金 推進体制の整備 有害捕獲 被害防除 生息環境管理 サル複合対策 他地域人材活用 大規模緩衝帯整備 誘導捕獲柵わな整備 ICT等新技術実証 農業者団体等民間団体被防止活動 緊急捕獲活動	円	円	円	円	円	
合　　計						

（注）1　負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
　　2　負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

9　事業完了予定（又は完了）　　年　　月　　日

１０　収支予算（又は精算）
（１）　収入の部

区　　分	本年度予算額（又は本年度精算額）	前年度予算額（又は本年度予算額）	比較増減		備　考
			増	減	
	円	円	円	円	
1　農山漁村活性化対策整備交付金 鳥獣被害防止施設 処理加工施設 （食肉利用等施設） （焼却施設） 捕獲技術高度化施設 2　農山漁村活性化対策推進交付金 推進体制の整備 有害捕獲 被害防除 生息環境管理 サル複合対策 他地域人材活用 大規模緩衝帯整備 誘導捕獲柵わな整備 ICT等新技術実証 農業者団体等民間団体被防止活動 緊急捕獲活動 3　自己資金					
合　　計					

（２）　支出の部

区　　分	本年度予算額（又は本年度精算額）	前年度予算額（又は本年度予算額）	比較増減		備　考
			増	減	
1　農山漁村活性化対策整備交付金 鳥獣被害防止施設 処理加工施設 （食肉利用等施設） （焼却施設） 捕獲技術高度化施設 2　農山漁村活性化対策推進交付金 推進体制の整備 有害捕獲 被害防除 生息環境管理 サル複合対策 他地域人材活用 大規模緩衝帯整備 誘導捕獲柵わな整備 ICT等新技術実証 農業者団体等民間団体被 防止活動 緊急捕獲活動	円	円	円	円	
合　　計					

注　区分欄には、必要に応じて積算内訳を記載する。

１１　添付書類
（１）規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
（２）関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
（３）被害防止計画
（４）実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

（別添２）

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（広域都道府県域計画（又は実績））

推進事業概要（有害捕獲）

事業実施主体名（参画協議会名）	都道府県名	構　成 市町村	事業の種類等	①有害捕獲				②捕獲個体処理				③事務費（現地確認）		合　計（①＋②＋③）	単価調整等の方法	捕獲計画の設定根拠	１頭あたりの報奨金額			報奨金額合計			備考
				対象鳥獣	捕獲頭数	上限単価（円/頭）	補助金額（円）	対象鳥獣	実施内容の概要 埋　設	実施内容の概要 焼　却	補助金額（円）	実施内容の概要	補助金額（円）	補助金額（円）			都道府県による報奨金（④）（円）	市町村による報奨金（⑤）（円）	合計報奨金額⑥（＝④＋⑤）（円）	都道府県による報奨金（合計）⑦（＝捕獲頭数×④）（円）	市町村による報奨金（合計）⑧（＝捕獲頭数×⑤）（円）	報奨金額総計⑨（＝⑦＋⑧）（円）	
（協議会の記載例）																							
○○○協議会	○県	A市	2	イノシシ（成獣）	200	8,000	1,600,000	イノシシ（成獣）		10	200,000			1,800,000			2,000	4,000	6,000	400,000	800,000	1,200,000	
○○○協議会	○県	A市	2	イノシシ（幼獣）	200	1,000	200,000	イノシシ（幼獣）	5		100,000			300,000				4,000	4,000		800,000	800,000	
○○○協議会	○県	A市	2	シカ（成獣）	50	6,000	300,000	シカ（成獣）	10		150,000			450,000			3,000	5,000	8,000	150,000	250,000	400,000	
○○○協議会	○県	A市	2	シカ（幼獣）	20	1,000	20,000	シカ（幼獣）						20,000			1,500	3,500	5,000	30,000	70,000	100,000	
○○○協議会	△県	B町	2	イノシシ（成獣）	80	8,000	640,000	イノシシ（成獣）						640,000			2,000	6,000	8,000	160,000	480,000	640,000	
○○○協議会	△県	B町	2	イノシシ（幼獣）	80	1,000	80,000	イノシシ（幼獣）						80,000				3,000	3,000		240,000	240,000	
○○○協議会	△県	B町	2	サル（成獣）	100	6,000	600,000	サル（成獣）						600,000			2,500	3,000	5,500	250,000	300,000	550,000	
○○○協議会	□県	C村	2	クマ（成獣）	10	8,000	80,000	クマ（成獣）						80,000			5,000	6,000	11,000	50,000	60,000	110,000	
○○○協議会	□県	C村	2	カラス	15	200	3,000	カラス						3,000				1,000	1,000		15,000	15,000	
合　計							3,523,000				450,000			3,973,000						1,040,000	3,015,000	4,055,000	

注1：事業の種類等については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。

２：備考の欄の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○円　うち国費○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

３：対象鳥獣の欄は、獣種（幼獣と成獣の別、雄と雌の別など含む）ごとに記載すること。1行で1獣種とすること。

４：単価調整等の方法の欄は、効率的に捕獲を実施するための単価の設定及び調整等の方法について、協議会又は市町村（協議会の構成員に限る。）ごとに必ず記載すること。

５：捕獲計画の設定根拠の欄については、イノシシ、ニホンジカ、エゾシカ、サルの成獣の場合のみ記載することとし、鳥獣の生息状況、農作物の被害状況、実施隊の設置状況、交付金等を活用した鳥獣被害対策実施隊の体制強化や捕獲技術の高度化に向けた取組状況、近年の捕獲状況、捕獲の効率化の取組状況、柵の設置状況や捕獲に資する柵としての活用状況（整備事業で柵を設置する場合は必須）等を勘案した上で、協議会又は市町村（協議会の構成員に限る。）及び鳥獣ごとに必ず記載すること。□

（記載例）イノシシの捕獲頭数は、過去３年間とも年約180頭であるがイノシシの生息頭数は増加傾向にあると見られ、過去3カ年のイノシシによる被害状況は増加傾向にある。このため、まずは国庫事業及び市単独事業を活用し、鳥獣被害対策実施隊に民間隊員を加え必要な研修を行うなどして体制強化を図った上で、緊急捕獲事業を活用し山中において猟友会が有害捕獲を行う。加えて、集落を囲うように既存のワイヤーメッシュ柵と新規に設置予定のワイヤーメッシュ柵　（被害が特に大きい地区に設置）を効果的に組み合わせて設置することで、侵入路となる河川や道路にイノシシを誘導させ、誘導地点に平成27年度に行ったICT等新技術実証の成果を踏まえつつ、箱ワナを柵と一体的に仕掛け、柵を捕獲に資する柵として活用することで、より効率的に捕獲を行う。これらの取組により捕獲頭数約1割増加の年間200頭の捕獲が見込まれる。

別記様式第１０号（別記１の第６の１関係）

被害防止計画目標評価報告書

１．対象地域及び実施期間

対象地域	
実施期間	

２．被害防止計画目標の達成状況

被害防止計画目標	基準年(年度）の実績値（A）	目標値（B）	目標年（年度）の実績値（C）	達成率(%) A－C／A－B	備考

３．目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業内容	事業量	管理主体	供用開始日	事業効果

４．総合評価

（コメント）

５．第三者の意見

（コメント）

（注）：１　被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要綱別記１の第６の１に基づき改善計画を作成し、地方農政局長等に提出すること。

２　３の事業効果には、別記様式８号を参考に事業の実施により発現した効果を幅広かつ定量的に記入すること。なお、処理加工施設や捕獲技術高度化施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。

３　４の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。

（別記２）

鳥獣被害防止都道府県活動支援事業

第１　事業の内容等

１　事業の内容（要綱別表２関係）

（１）事業内容欄の１の「実施体制の整備」については、検討会の開催等により事業の実施体制を整備し、次に掲げる事項について協議するものとする。

ア　鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況及び被害防止における課題

イ　事業の目標

ウ　都道府県計画の作成・見直し

エ　被害防止対策に係る関係機関の連携体制の構築

オ　事業実施状況の把握及び事業成果の評価

カ　その他必要な事項

（２）事業内容欄の２の「広域捕獲活動（有害捕獲）」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。また、要綱第３の２の（３）鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

ア　農林漁業者、農林水産業団体又は市町村の職員等を捕獲の担い手として育成するための技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥獣の捕獲体制の整備

イ　農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣による被害発生状況、地形、被害防止施設の設置状況等に関する調査の実施及び本調査により明らかになった鳥獣の行動圏、被害防止対策が必要となる地域等に関する情報提供

ウ　農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、捕獲を行うために必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲

エ　安全で効果的に捕獲を行うための技術講習会等による捕獲の安全実施に向けた技術の普及

オ　捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲された鳥獣の肉等を用いた商品の開発及び販売・流通経路の確立

（３）事業内容欄の３の「新技術実証・普及活動」については、大量捕獲技術等の有害捕獲、追上げ・追払い等の被害防除、緩衝帯設置等の生息環境管理等の新技術の実証・普及活動を実施できるものとする。

（４）事業内容欄の４の「人材育成活動」については、実施隊員確保のための研修会や被害防止対策の技術指導者等の育成研修会の開催等による被害防止に関する知識の普及を実施できるものとする。

２　補助対象経費

補助対象となる経費は、本事業に直接要する別表４に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

３　事業の委託等

都道府県は、要綱別表２の事業内容の欄の推進事業の一部を他のもの（鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有するものに限る。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50％以内において、その業務を委託することができるものとする。

ただし、都道府県が事業の具体的な計画を策定の上、進行管理を適切に行うことができると地方農政局長が認める場合は、事業費の50%を超えて委託することができるほか、都道府県の業務を請負又は役務要請で実施することができるものとする。

４　留意事項

都道府県は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

第２　交付率

１　要綱別表２の交付率欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、23,000千円以内とする。

２　要綱別表２の交付率欄の農村振興局長が別に定める有害捕獲における上限単価（消費税を除く。）は次に掲げるとおりとする。

（１）箱わな

仕　　様 （幅×奥行き）	獣　　種	上限単価（千円／基）
大型獣用 （３㎡以下）	主にイノシシ、シカ、クマ （サル用を兼ねる。）	９６
中型獣用 （２㎡以下）	サル専用	８５
小型獣用 （０．５㎡以下）	アライグマ、ハクビシン、 ヌートリア等	１７

注：「小型獣用」には、タヌキ、キツネ等の小型動物も含まれるものとする。

（２）くくりわな

１基当たり２２千円とする。

（３）囲いわな

１㎡当たり３８千円とする。

（４）誘導捕獲柵わな導入

１㎡当たり３８千円とする。

３　地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の２の上限単価を超える事業については、地方農政局長は整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合に助成できるものとする。

第３　事業の実施等の手続

１　都道府県計画の作成等

（１）要綱別記２の第１の１の農村振興局長が別に定める都道府県計画は、別記１の別記様式第６号により作成するものとする。

（２）要綱別記２の第１の１の農村振興局長が別に定める協議については別記１の別記様式第１号により行うものとする。

２　事業実施計画の重要な変更

要綱別記２の第１の２の農村振興局長が別に定める都道府県計画の重要な変更とは、事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止とする。

３　事業の着工

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記様式第１号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、都道府県知事は地方農政局長に提出するものとする。

第４　事業実施状況の報告

要綱別記２の第５の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の９月末日までに、別記様式第２号により行うものとする。

第５　事業の評価

要綱別記２の第６の事業の評価は、事業実施年度の翌年度に行い、要綱別記１の第６の１の（２）の報告とあわせて地方農政局長に報告するものとする。